

## 【プチカル柏の葉 規約】

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、プチカル柏の葉（以下「本会」）と称する。

(所在)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県柏市柏の葉2-3-27におく。

(目的)

第3条 本会は、健康づくりと交流促進に関する活動を行うことにより、地域住民の健康寿命の延伸と生きがいの創出、コミュニティを形成することを目的とし、平成25年12月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために介護予防・交流活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 健康麻雀教室
- (2) 健康ストレッチ教室
- (3) パソコン教室
- (4) 脳トレ料理講座
- (5) 地域の茶の間
- (6) その他

### 第2章 会員

(入会)

第5条 本会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、役員承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を役員に提出し任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 本会の会員が、当会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、会員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上本会への連絡がないとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

### 第3章 会員総会

(開催)

第10条 定時会員総会は、毎年5月に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他運勢に関する重要事項

(招集)

第11条 会員総会は、役員の過半数の決定に基づき代表が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに会員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 会員総会の議長は、代表がこれに当たる。代表に事故があるときは、当該約員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 役員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した役員がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

### (役員)

第16条 本会に、次の役員を置く。

- [1] 代表一会を統括し代表する。
- [2] 副代表一代表を補佐し、代表に事故あるときまたは不在の場合は、その職務を代行する。
- [3] 渉外一本会の広報、営業業務に従事する。
- [4] 会計一本会の会計をおこなう。
- [5] 監査一本会の業務および財産の状況を監査する。

### (役員会)

第17条 役員及び監査は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表は、役員相互選によって定める。
- 3 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。
- 4 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項その他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

### (任期)

第18条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監査の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した役員又は監査の補欠として選任された役員又は監査の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

### (役員職務及び権限)

第19条 役員は、法令及びこの規約の定めるところにより、その職務を執行する。

### (監査職務及び権限)

第20条 監査は、会計の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。監査は、いつでも、代表及び他の役員に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (解任)

第21条 役員及び監査は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監査の解任の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第22条 役員及び監査の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益は、会員総会の決議によって定める。

## 第5章 資金

(経理)

第23条 本会の経費は、入会金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第24条 本会の運営に必要とする入会金を、次のとおり徴収する。また、必要により

臨時会費を会議での議決により徴収する。

[1] 入会金—100円

入会金の支払いは、入会時点とする。

## 第6章

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表が作成し、直近の会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第7章附則

第27条 本規約は、平成25年12月1日より施行する。

平成30年4月24日 第1章 第2条 改訂